

中国人民銀行の多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元 プーリングを展開することをさらに利便化することに関する通知 人民元クロスボーダープーリングの適用条件・資金流入額が大幅緩和へ

中国トランザクションバンキング部

人民銀行(以下略称、PBOC)は、2015年9月9日(通知記載日付は9月5日)付で「中国人民銀行の、多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリングを展開することをさらに利便化することに関する通知」(銀発[2015]279号、以下略称「279号通知」)を公布し、公布日から施行しています。

279号通知により、クロスボーダー双方向人民元プーリング(以下略称、人民元CBP)の導入における適用条件の緩和や域外からの資金流入上限引き上げなど、大幅な見直しがなされたこととなります。

279号通知公布前における人民元CBPを規定した通知は、2014年11月2日付の「多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」(銀発[2014]324号、以下略称「324号通知」)です。324号通知では、人民元のCBPに加えて経常項目集中決済、ネットィング決済についても規定されておりましたが、今回の279号通知では触れられておらず、従来通りの324号通知が適用される点には注意が必要です。

また、279号通知は人民元CBPの利便化を図る通知ですが、これに先立ち外貨CBPについても、外貨管理局より2015年8月12日(通知記載日付は8月5日)付けで『国家外貨管理局による「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定」公布に関する通知』(匯発[2015]36号¹、以下略称「36号通知」)が公布されており、新たな外債枠の管理方法導入や資金用途の一部拡大など規制緩和が図られています。

人民元・外貨ともにCBPの利便化が進められたことにより、限定的に取り組むステージから段階的ではあるものの普及を図るステージへと金融改革を更に前進させたものと読み取れます。

1、中国における人民元CBPの開放経緯

人民元CBPは、中国(上海)自由貿易試験区(以下略称、上海FTZ)において試行が開始され、その後、全国へと横展開されました。そして、今回の279号では利便化が推し進められたこととなります。

【図表1: 人民元CBPの開放経緯】

| 通貨 | 施行日 | 通達名・概要 |
|-----|--------------|--|
| | | BTMU(China)実務・制度ニュースレターLINK |
| 人民元 | 2014 2/20 | 「中国(上海)自由貿易試験区での人民元クロスボーダー使用の拡大を支援することに関する通知」(銀総部発[2014]22号) ✓ 上海FTZにおいて、人民元CBP、人民元経常項目集中決済が可能に。 http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314022603.pdf |
| | 2014 11/2 | 「多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知」(銀発[2014]324号) ✓ 中国域内全域へと適用エリアを拡大。人民元CBP、人民元集中決済、人民元ネットィング |

¹ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター143期<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315081901.pdf>をご参照下さい。

| | |
|-------------|---|
| | が可能に。 |
| | http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/314110501.pdf |
| 2015 9/5 | <p>「多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリングを展開することをさらに利便化することに関する通知」(銀発[2015]279号)</p> <p>✓ 中国域内全域で、人民元CBPの利便化が進む。</p> <p>* 279号通知の公布後も、人民元経常項目集中決済、人民元ネットティングについては324号通知を適用</p> |

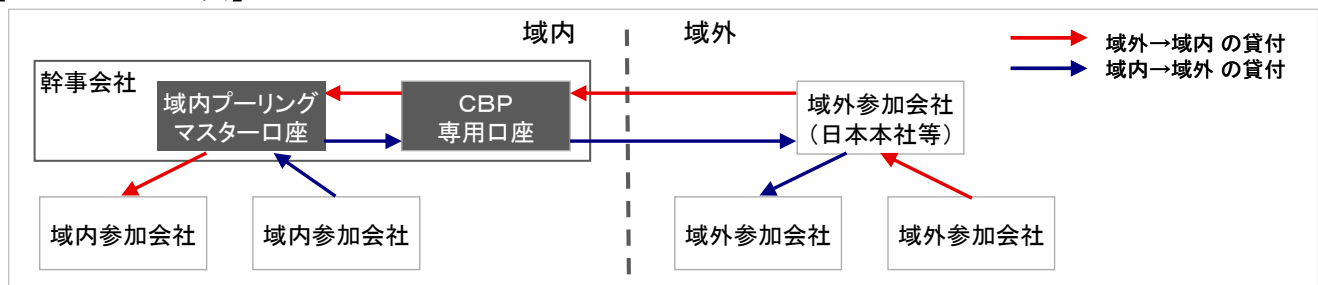
2、「279号通知」の内容

上海FTZに続いて、2014年11月にPBOCより公布された324号通知では、幹事企業は法人格を有し、域内メンバー企業の前年度営業収入合計は50億人民元以上、参加企業の経営年数が3年以上を経過していることなど、人民元CBPの導入には厳しい条件が規定されました。

また、一段の規制緩和が期待されていた中で公布された324号通達は、上海FTZから全国へと幹事企業の適用エリアは拡大したものの、域外からのネット資金流入上限額を僅か域内メンバー企業の所有者権益×持分比率×0.1までとする等、資金移動のメリットが乏しいことから限定的な反応となりました。

一方、今般の279号通知では、主な適用条件の変更点として①幹事企業の法人格要求の規定が無くなり、②域内メンバー企業の前年度営業収入合計が50億元→10億元へと減額、③参加企業の経営年数が3年以上を経過していること→1年以上に短縮化、④域外から域内へのネット資金流入上限額が「域内メンバー企業の所有者権益×持分比率×0.1→×0.5へと増額」などが挙げられ、従来と比べてより導入を推し進める内容となっています。

【CBPのイメージ図】



※域外企業が幹事企業となり、人民元非居住者預金口座を開設、CBP専用口座として使用できる。

【図表2: 人民元CBP通達との比較】

| 項目 | 自貿区(22号通知) | 324号通達 | 変更後(279号通達) |
|-----------|----------------------|------------------------------------|--|
| 幹事企業 | 自貿区企業限定 | 域内企業(域外企業の規定なし) 「法人格を要する」との規定あり | 域内企業、域外企業両方可 「法人格を要する」との規定なし |
| メンバー企業の定義 | 出資関係のある関連企業(出資比率は不明) | メンバー企業の持分条件を明確化 | メンバー企業の持分条件を明確化 |
| 域内メンバー企業 | 資本関係のある企業 | 政府融資プラットフォーム、不動産企業、輸出重点監管企業を除く | 輸出重点監管企業を除く |
| CBPの当局 | PBOC 事前備案(届) | 決済銀行所在地の PBOC 宛事 | 同左 |

| 手続 | 出)不要 | 前備案が必要 | |
|----------------------|------------------------|---|---|
| 銀行数制限 | 1 銀行 | 1 銀行に限定 2 行以上は PBOC 総行へ申請が必要 | 最多 3 銀行まで 2 行以上は PBOC 総行へ申請が必要 |
| 参加企業の条件 | 規定無し(メンバー企業の定義のみ) | ・メンバー企業の経営期間が3年以上 ・域内メンバー企業の前年度営業収入合計が50億人民元以上 ・域外メンバー企業の前年度営業収入合計が10億人民元以上 | ・メンバー企業の経営期間が 1 年以上 ・域内メンバー企業の前年度営業収入合計が 10 億人民元以上 ・域外メンバー企業の前年度営業収入合計が 2 億人民元以上 |
| 資金移動限度額 | 規定なし | ・ネット流入額:「域内メンバー企業の所有者権益×多国籍企業集団の持分比率」の総和×PBOCが定める係数(当初0.1) ・ネット流出額:制限無 | ・ネット流入額:「域内メンバー企業の所有者権益×多国籍企業集団の持分比率」の総和×PBOCが定める係数(当初 0.5) ・ネット流出額:制限無 |
| 原資 | 融資活動で発生したキャッシュフローは使用不可 | キャッシュフローは生産経営活動と実業投資活動から生じたことを備案時に承諾する、実質同左 | 規定なし |
| 非居住者預金口座の利用 | 規定なし | 規定なし | 域外企業が幹事企業となり、人民元非居住者預金口座を開設、CBP 専用口座として使用できることを規定 |
| CBP 専用口座に O/D(貸越)の付与 | 不可 | 規定なし | 日中 O/D、オーバーナイト O/D の付与両方可 |
| 集中決済、ネットイング | 経常項目集中決済可 | 経常項目集中決済・ネットイング可 | 当該業務を規定せず(当該業務は324号に準じて取扱う) |

3、今後の影響

今般の279号通知により、当局宛て導入申請の適用条件引き下げ等、人民元CBPを普及させたいとの当局方針は明らかになりましたので、今後は、過去、適用条件を満たせずに導入を見送らざるを得なかった企業の再検討が進むものと予想されます。しかしながら、実務運用面等における当局解釈において不明瞭な点も残されていることから、引き続き各地における当局発言動向も含めて注視して参ります。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

| 中国語原文 | 日本語参考訳 |
|--|--|
| <p>中国人民银行关于进一步便利跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务的通知 (银发[2015]279号)</p> <p>中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会(首府)城市中心支行，各副省级城市中心支行；国家开发银行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：</p> <p>为贯彻落实《国务院办公厅关于促进进出口稳定增长的若干意见》(国办发[2015]55号)，进一步便利跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务，现就有关事宜通知如下：</p> <p>一、本通知所称跨国企业集团是指以资本为联结纽带，由境内外母公司、子公司、参股公司及其他成员企业共同组成的企业联合体。包括母公司及其控股51%以上的子公司，母公司、控股51%以上的子公司单独或者共同持股20%以上的公司，或者持股不足20%但处于最大股东地位的公司。</p> <p>本通知所称境内成员企业是指在中华人民共和国境内依法注册成立，经营时间1年以上，且未被列入出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单的跨国企业集团非金融企业成员。</p> <p>本通知所称境外成员企业是指在境外(含香港、澳门和台湾地区)依法注册成立，经营时间1年以上的跨国企业集团非金融企业成员。</p> <p>二、本通知所称跨境双向人民币资金池业务是指跨国企业集团根据自身经营和管理需要，在境内外成员企业之间开展的跨境人民币资金余缺调剂和归集业务。</p> | <p>中国人民銀行の、多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリングを展開することをさらに利便化することに関する通知(銀発[2015]279号)</p> <p>中国人民銀行上海本部、各支店、営業管理部、各省会(首府)都市中心支行、各副省級都市中心支行；国家開發銀行、各政策性銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行：</p> <p>『國務院弁公庁の輸出入安定成長に関する若干意見』(国弁発[2015]55号)を徹底して実行するために、多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開を更に便利なものとする。ここに関連事項を以下のとおり通知する。</p> <p>一、本通知でいう多国籍企業集団とは資本を連結紐帯とし、域内外の親会社、子会社、持分会社及びその他メンバー企業が共同で構成した企業連合体を指す。親会社及びその持分51%以上の会社、親会社、持分51%以上の子会社が単独或いは共同で持分20%以上の会社、或いは持分20%未満だが筆頭株主となる会社を含む。</p> <p>本通知でいう域内メンバー企業とは中華人民共和国国内において法に則って登記成立し、経営期間1年以上、かつ輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リストに記載されていない多国籍企業グループの非金融企業メンバーを指す。</p> <p>本通知でいう域外企業とは、域外で(香港、マカオ及び台湾地区を含む)、法に則って登記成立し、経営期間1年以上の多国籍企業グループの非金融企業メンバーを指す。</p> <p>二、本通知でいうクロスボーダー双方向人民元プーリング業務とは多国籍企業グループが自社の経営と管理のニーズに基づき、域内外のメンバー企業間において展開するクロスボーダー人民元資金ポジション調整と集中業務を指す。</p> |

三、跨国企业集团开展跨境双向人民币资金池业务，其参加资金归集的境内外成员企业需满足以下条件：

(一)境内成员企业上年度营业收入合计金额不低于10亿元人民币；

(二)境外成员企业上年度营业收入合计金额不低于2亿元人民币。

四、跨国企业集团原则上在境内只可设立一个跨境双向人民币资金池。

五、跨国企业集团可以指定境内成员企业或财务公司作为开展跨境双向人民币资金池业务的主办企业，即境内主办企业。

境内主办企业应按照《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令[2003]第5号发布)等银行结算账户管理规定申请开立人民币专用存款账户，专门用于办理跨境双向人民币资金池业务，账户内资金按单位存款利率执行，不得投资有价证券、金融衍生品以及非自用房地产，不得用于购买理财产品和向非成员企业发放委托贷款。

六、跨国企业集团母公司在境外的，也可以指定境外成员企业作为开展跨境双向人民币资金池业务的主办企业，即境外主办企业。

境外主办企业应按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》(银发[2010]249号文印发)和《中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》(银发[2012]183号)等银行结算账户管理规定，开立境外机构人民币银行结算账户，专门用于办理跨境双向人民币资金池业务，账户内资金按单位存款利率执行。境外主办企业未开立基本存款账户的，该人民币银行结算账户纳入基本存款账户管理。

七、主办企业可以选择1-3家具备国际结算业务能力的银行办理跨境双向人民币资金池

三、多国籍企業グループがクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開するにあたり、資金集中に参加する域内外メンバー企業は以下条件を満たさなければならない。

(一)域内メンバー企業の前年度営業収入合計が10億人民元を下回らないこと

(二)域外メンバー企業の前年度営業収入合計が2億人民元を下回らないこと

四、多国籍企業グループは原則として域内で1つのクロスボーダー双方向人民元プーリングを開設することができる。

五、多国籍企業グループは域内メンバー企業あるいは財務会社をクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開する幹事企業として指定することができる。

域内幹事企業は『人民元の銀行決済口座管理弁法』(中国人民銀行令[2003]第5号)等の銀行決済口座管理規定に基づいて人民元専用預金口座の開設を申請しなければならない。専用口座としてクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を取り扱い、口座内の資金は単位預金金利で執行し、有価証券、金融デリバティブ商品及び自社使用でない不動産へ投資してはならず、理財商品の購入と非メンバー企業への委託貸付を行うことはできない。

六、多国籍企業グループ親会社が域外にある場合、域外メンバー企業をクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開する幹事企業として指定することができる。

域外幹事企業は『域外機構人民元銀行決済口座管理弁法』(銀発[2010]249号)と『中国人民銀行の域外機構人民元銀行決済口座開設と使用に関する問題の通知』(銀発[2012]183号)等の銀行決済口座管理規定に基づいて、域外機構人民元銀行決済口座を開設し、専用口座としてクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を取扱い、口座内の資金は単位預金金利で執行しなければならない。域外幹事企業が基本預金口座を開設していない場合、人民元銀行決済口座に基本預金口座管理を取り入れなければならない。

七、幹事企業は国際決済業務能力を備えた1~3行の銀行をクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の取扱い銀

业务，与其签订办理跨境双向人民币资金池业务协议。

八、结算银行开展跨国企业集团跨境双向人民币资金池结算业务，应向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案，提交以下材料：

(一) 结算银行与主办企业签订的跨境双向人民币资金池业务协议。2家(含)以上结算银行为同一资金池办理结算的，协议中应明确每家结算银行的跨境人民币资金净流入额上限。

(二) 主办企业办理跨境双向人民币资金池业务的申请，包括：境内外成员企业名单(含名称、注册地、股权结构、营业时间)；境内成员企业反映上年度所有者权益和营业收入的报表；境外成员企业反映上年度营业收入的报表；主办企业与成员企业签订的跨境双向人民币资金池业务协议，或跨国企业集团出具的明确各方权利义务且各方均同意的证明材料。

人民银行副省级城市中心支行以上分支机构应在结算银行提交完整的备案材料之日起10个工作日内完成备案手续，并出具备案通知书，同时将资金池应计所有者权益数据报送人民银行总行，其中，资金池应计所有者权益=Σ(境内成员企业的所有者权益×跨国企业集团的持股比例)。

九、对跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务实行上限管理。

跨境人民币资金净流入额上限=资金池应计所有者权益×宏观审慎政策系数

宏观审慎政策系数值为0.5，人民银行总行根据宏观经济形势和信贷调控等的需要进行动态调整。结算银行和主办企业应做好额度控制，确保任一时点净流入余额不超过上限。

行として選ぶことができ、その決済銀行とクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書を締結する。

八、決済銀行は多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング決済業務を展開するにあたって、所在地の人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構へ備案(届出)し、以下資料を提出しなければならない。

(一) 決済銀行が幹事企業と締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書。同一プーリングを2行以上(含)の決済銀行で取扱う場合、協議書の中でそれぞれの決済銀行のクロスボーダー人民元資金のネット流入額上限を明確にしなければならない。

(二) 幹事企業のクロスボーダー双方向人民元プーリング業務取扱申請書、以下の内容を含む：域内外メンバー企業リスト(名称、登記地、持分構成、経営時間を含む)、域内メンバー企業の前年度所有者権益と営業収入を反映した報告書、域外メンバー企業の前年度営業収入を反映した報告書、幹事企業とメンバー企業が締結したクロスボーダー双方向人民元プーリング業務協議書、あるいは多国籍企業グループが発行した各側の権利と義務を明確にした、かつ各側が同意した証明資料。

人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構は決済銀行が完全な備案資料を提出した日から10営業日以内に備案手続を完了し、備案通知書を発行しなければならない。同時にプーリングに計上すべき所有者権益データを人民銀行総行へ報告する。その中で、プーリングに計上すべき所有者権益=Σ(域内メンバー企業的所有者権益×多国籍企業グループの持分比率)とする。

九、多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務に対する上限管理の実施。

クロスボーダー人民元資金のネット流入額上限=プーリングに計上すべき所有者権益×マクロプルーデンス政策変数。

マクロプルーデンス政策変数は0.5とし、人民銀行総行はマクロ経済情勢と貸付調整コントロール等のニーズに基づき動態調整を行う。決済銀行と幹事企業は限度枠コントロールを行い、いかなる時点でもネット流入額が上限を超過しないことを保証しなければならない。

十、资金池应计所有者权益增加超过 20%的, 经主办企业申请, 结算银行可以为其调增跨境人民币资金净流入额上限。资金池应计所有者权益减少超过 20%的, 结算银行应及时为主办企业调减跨境人民币资金净流入额上限。对于此前净流入发生额超过调减后上限的部分, 应在一个月内调出资金以满足新上限要求。

对于资金池应计所有者权益增(减)超过 20%的, 结算银行应在调增或调减跨境人民币资金净流入额上限后向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构备案。人民银行副省级城市中心支行以上分支机构应将调整后的资金池应计所有者权益数据报送至人民银行总行。

十一、结算银行可以为跨境双向人民币资金池人民币专用存款账户办理日间及隔夜透支。

十二、跨国企业集团因业务发展需要, 确需设立多个资金池的, 应向人民银行总行备案, 备案内容包括拟设立资金池的个数、主办企业和结算银行及其原因等。人民银行总行在收到备案之日起 10 个工作日内通知主办企业和结算银行所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构, 有关主办企业和结算银行即可以按本通知要求办理备案和开展业务。跨国企业集团同一境内成员企业只能加入一个资金池。

十三、主办企业、结算银行发生变更的, 变更前后的主办企业、结算银行应在变更之日起 10 个工作日内向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构报告变更情况, 且变更后的主办企业、结算银行应按本通知有关规定更新备案材料。

十、プーリングに計上すべき所有者權益の増加幅が 20%を超過する場合、幹事企業の申請に基づき、決済銀行はクロスボーダー人民元資金ネット流入額上限を調整して増加させることができる。プーリングに計上すべき所有者權益の減少幅が 20%を超過する場合、決済銀行は遅滞なく幹事企業のためにクロスボーダー人民元資金ネット流入額上限を調整し減少させなければならない。以前のネット流入発生額が調整減少後の上限を超過する部分に対しては1ヶ月以内に資金を移動させて新上限の要求を満たさなければならない。

プーリングに計上すべき所有者權益の増加(減少)分が 20%を超過する場合、決済銀行はクロスボーダー人民元資金ネット流入額上限を増加あるいは減少させた後、所在地の人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構に備案しなければならない。人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構は調整後のプーリングに計上すべき所有者權益データを人民銀行総行に報告しなければならない。

十一、決済銀行はクロスボーダー双方向人民元プーリング人民元専用預金口座で日中当座貸越およびオーバーナイト当座貸越の取扱いができる。

十二、多国籍企業グループが業務発展のニーズにより、確かに複数のプーリングの構築が必要な場合、人民銀行総行宛に備案を行わなければならない。備案内容には、構築予定のプーリングの数、幹事企業と決済銀行およびその原因を含む。人民銀行総行は備案を受領後 10 営業日以内に幹事企業と決済銀行所在地の人民銀行副省級都市の中心支行以上の分支機構に通知し、関連幹事企業と決済銀行は本通知の要求に基づき、即時備案と業務展開を行うことができる。多国籍企業グループの同一域内参加企業は1つのプーリングにしか参加できない。

十三、幹事企業、決済銀行に変更が発生した場合、変更前後の幹事企業、決済銀行は 10 営業日以内に所在地人民銀行の副省級都市の中心支行以上の分支機構へ変更状況を報告し、かつ変更後の幹事企業と決済銀行は本通知関連規定に基づいて備案資料を更新しなければならない。

十四、财务公司作为主办企业的，应将跨境双向人民币资金池业务和其他业务（包括自身资产负债业务）分账管理。财务公司作为主办企业开立的人民币银行结算账户按同业存款利率计息。财务公司从事跨境人民币资金交易应遵守国务院银行业监督管理机构的规定。

十五、结算银行应按照“了解你的客户”、“了解你的业务”、和“尽职审查”原则，做好跨境双向人民币资金池业务真实性和合规性审核，切实履行反洗钱和反恐怖融资义务。

十六、结算银行应及时准确完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送有关账户信息、业务信息以及跨境收支信息。

十七、人民银行总行及分支机构根据本通知对跨国企业集团跨境双向人民币资金池业务实施监督管理。

十八、人民银行分支机构应利用人民币跨境收付信息管理系统，做好信息监测分析，定期对结算银行的跨境双向人民币资金池业务开展情况依法进行非现场检查监督，并根据实际需要进行现场检查，防范风险。发现银行或企业违反有关规定的，应要求其限期整改并根据有关规定进行处理。

十九、跨国企业集团可以按照本通知和自由贸易试验区相关政策分别设立跨境双向人民币资金池，同一境内成员企业只能参加一个资金池。

二十、本通知发布前已设立跨境双向人民币资金池的跨国企业集团，如需增加结算银行，调整跨境人民币资金净流入额上限，可以参照第八条办理变更备案手续，并提交原备案通知书复印件。

十四、財務会社が幹事企業である場合、クロスボーダー人民元資金集中運営業務とその他の業務（自身の資産負債業務を含む）は分帳（分離記帳）管理しなければならない。財務会社が幹事企業として開設した人民元銀行決済口座はインターバンクの預金利率に基づき、利息を計算する。クロスボーダー人民元資金取引に従事する財務会社は国务院の銀行業監督管理機構の規定を遵守しなければならない。

十五、決済銀行は“顧客を理解する”、“業務を理解する”、“デューデリジェンス”の原則に基づき、人民元資金集中運営業務の真实性と合法性審査を行い、適切にアンチマネーロンダリングと反テロ融資義務を履行しなければならない。

十六、決済銀行は関連口座情報、業務情報及びクロスボーダー収支情報を遅滞無く完全、正確に人民元クロスボーダー収支情報管理システムに報告しなければならない。

十七、人民銀行総行および分支機構は本通知に基づき、多国籍企業グループのクロスボーダー双方向人民元資金集中運営業務に対して監督管理を行う。

十八、人民銀行分支機構は人民元クロスボーダー決済情報管理システムを利用して、情報モニタリング分析を行い、定期的に決済銀行のクロスボーダー人民元資金集中業務の展開状況に対して、法に則ってオフサイト検査監督を行い、実需に基づいて現場検査を行い、リスクを防止しなければならない。銀行あるいは企業が関連規定に違反する場合、期限内に改正を要求し、関連規定に基づき処理する。

十九、多国籍企業グループは本通知と自由貿易試験区に関連する政策に沿って、クロスボーダー双方向人民元プーリングを分けて設立できる。同一域内メンバー企業は1つのプーリングにのみ参加できる。

二十、本通知公布前に既にクロスボーダー双方向人民元プーリングを構築している多国籍企業集団は決済銀行を増やしたり、クロスボーダー人民元資金ネット流入額上限を調整する場合、第8条を参照し、変更備案手続を行える。あわせてもとの備案通知書のコピーを提出する。

| | |
|---|---|
| <p>二十一、本通知自印发之日起施行。《中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知》（银发[2014]324号）中关于跨境双向人民币资金池的要求不再适用。</p> <p>请人民币副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民币分支机构，城市商业银行、外资银行及其他开办跨境人民币业务的金融机构。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行 2015年9月5日</p> | <p>二十一、本通知は公布日から施行する。『中国人民銀行、多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知』（銀発[2014]324号）の中のクロスボーダー双方向人民元プーリングに関する要求は適用されない。</p> <p>人民銀行副省級都市中心支行以上の分支機構は本通知を管轄区内の人民銀行分支機構、都市商業銀行、外資銀行およびその他クロスボーダー人民元業務を行う金融機構へ転送すること。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行 2015年9月5日</p> |
|---|---|

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考にとどめ、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室